

クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見について

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策としてのクラウドファンディング(1)について、以下のような規制緩和が金融庁において検討されている(2)。

非上場株式やファンド持分の募集等のうち、インターネットを通じて行われる少額のもの(3)のみを仲介する者について、財産規制(4)等を緩和する

- 1 新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み
- 2 「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」(平成25年12月25日)
- 3 ワーキング・グループ報告では、「少額の範囲としては、「発行総額1億円未満かつ一人当たり投資額50万円以下」とすることが考えられる。」としている。
- 4 現在は、第一種金融商品取引業者については5千万円、第二種金融商品取引業者については1千万円の最低資本金等の規制がある。

規制を緩和するに際しては、投資者を保護するための十分な措置が講じられるべきであり、金融庁に対し、以下の点に留意し、消費者被害を防止するための適切な措置を講じることを求める。

(規制緩和への懸念)

(必要と考えられる措置)

